

計算書類に対する注記（拠点区分用）

平成30年 3月31日現在

法人名：社会福祉法人 江戸川区社会福祉協議会

拠点区分名：歳末たすけあい運動事業拠点

1. 重要な会計方針

該当する事項はない。

2. 重要な会計方針の変更

該当する事項はない。

3. 採用する退職給付制度

該当する事項はない。

4. 拠点が作成する財務諸表等とサービス区分

当法人の作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

(1) 拠点区分財務諸表

(第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式)

(2) 拠点区分におけるサービス区分別資金収支明細書（会計基準別紙3）

サービス区分が一つであるため作成していない

(3) 拠点区分におけるサービス区分別事業活動明細書（会計基準別紙4）は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当する事項はない。

6. 会計基準第3章第4（4）及び（6）の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当する事項はない。

7. 担保に供している資産

該当する事項はない。

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	0	0	0
建物	0	0	0
構築物	0	0	0
機械及び装置	0	0	0
車両運搬具	0	0	0
器具及び備品	676,200	676,197	3
有形リース資産	0	0	0
ソフトウェア	0	0	0
合 計	676,200	676,197	3

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当する事項はない。

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当する事項はない。

11. 重要な後発事象

該当する事項はない。

12. その他社会福祉法人の資金收支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当する事項はない。